

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第3号、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長（矢野 修司）

失礼いたします。

議案第3号、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の全部改正についての提案説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法第96条第1項第11号及び第244条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を経るべき公の施設及び議会の同意を得るべき公の施設に関し必要な事項を定めているものでございます。

この度、香川県広域水道事業体設立に伴いまして上水道事業施設の廃止について議会の同意を得る必要が生じたところでございます。

しかしながら、現条例におきましては、当該施設を廃止する際の規定が明記されておられませんことから、その明記も含めまして県内他市町と足並みを揃えるための整備をしようとするものでございます。

なお、施行日は公布の日を予定しております。

以上、議案第3号、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の全部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。